

No.	ページ	項目	意見	県の説明、対応、方針
1	1	環境回復の推進	○の上から5：「・・・環境モニタリングについても監視体制を継続しました。」とありますが、平成31年1月から3月にかけてモニタリング開始後大熊町夫沢のダストの放射性物質濃度が最大になったとの報道がありました。環境事象としては看過できない事象ですので、測定値、原因等明記していただきたい。	p37の第2章 第1節 1（1）関連資料「放射性核種分析」のコメント等欄を以下のとおり修正します。 【修正案】 東日本大震災直後、放射性核種の濃度が急激に上昇した。大気浮遊じんについては、年月の経過とともに徐々に低下し、現在は概ね横ばい傾向である。大熊町夫沢の地点では、平成31年2月に採取したセシウム-137が震災後に測定を再開した平成26年5月以降最大（0.0024Bq/m ³ ）となったが、周辺環境の変化が要因の一つと考えられる。 （後略）
2	2	今後の方向性	◎の4番目に関連して：「持続的に発展可能な社会の実現や・・・」環境保全・改善とSDGsを意識した取り組み、施策の実施や適応法に基づく取り組みも必要ではないかと思えます。	【環境保全・改善とSDGsを意識した取組について】 ・県では、福島県環境基本計画等に基づき、地球温暖化対策の推進、廃棄物の排出抑制・減量化・適正処理の推進など、低炭素・循環型社会形成の実現に取り組んできたところであり、これらの取組は、SDGsが掲げる理念に密接に関わるものです。 ・本県の環境施策の推進にあたっては、SDGsとの関連等を確認した上で、部内をはじめ、関係機関と連携・情報共有するなど、SDGsの理念に貢献する取組を進めてまいります。 【気候変動適応法に基づく取組について】 ・気候変動適応法への対応については、法施行前の平成28年度に改定した福島県地球温暖化対策推進計画に農林水産業、健康など4分野の適応策を盛り込むとともに、「福島議定書」事業を通じた企業・団体への適応実践の呼びかけや、小冊子の作成・配布、講演会の開催などによる県民の理解促進に取り組んできたところです。 ・今後は、来年度の同計画改定に合わせ、気候変動適応センターの設置を含めた適応策のあり方や、法に基づく地域計画への位置付けについて検討してまいります。

3	4～	取り組みの結果・成果について	p 4 から「現状と課題」「取り組み」「今後の方向性」の3段に分けた記載になっていますが、取り組んだ結果・成果については第2章の実績に記載してあるだけで、必ずしも取り組みの成果や結果が記載されておられません。県民が最も知りたいのは、課題を受けて取り組んだ結果どのようになったか（結果・成果）です。例えば p 4 ア3番目○（p 15）「ダスト観測点を42地点に増加した」「トリチウムの調査を再開した」等の記載がありますが、その結果は見当たりません。そのほか「取り組み」の項目ですから当然ですが、「確認した」「支援した」等の記載になっていますが、一定の成果、結果を付記していただけるとわかりやすいと思います。それぞれ「・・・年報」等別途詳細な報告があることは承知しておりますが、これらの成果を広く広報する意味で「取り組みとその結果・成果」も今後必要と思います。	環境白書の構成に関わるご意見として、今後改めて点検するなど、検討してまいります。
4	19	(1) 温室効果ガス排出の抑制 エ	森林施業に対する支援を行いました。→環境指標15（森林整備面積 p 47）との関連の説明が必要と思います。	p 19の第1章 第2節 1（1）エ「低炭素社会の実現に向けた森林整備の推進」の記載を、森林整備面積（環境指標15）の増加に向けた取組をより具体的に明示する観点から以下のとおり修正します。 【修正案】 森林の有する、二酸化炭素を吸収し貯蔵するなどの多面的機能の持続的発揮を図るため、 <u>一般造林事業等による森林整備と、森林整備に必要な放射性物質対策を行うことにより、森林整備の推進に向けた支援を行いました。</u>
5	22	(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用	必ずしも廃棄物のみに係る課題ではないのですが、3R総合推進事業や食品ロス協力店など指標があると良いと思います。なお、その際教育機関等での事業展開が「無理強い」につながらないように注意する必要があります。	環境指標については、ご意見も踏まえ、次期計画の改定作業と合わせて見直しを行う予定であります。
6	25	(1) 自然環境の保全と自然とのふれあい イ ○1 つめ	耕作放棄地などの対応も重要な課題ではないかと考えます。	耕作放棄地の発生防止・再生等についても、地域・集落の共同活動が重要な役割を果たしており、引き続き、それらの活動を支援してまいります。

7	25 (1) 自然環境の保全と自然とのふれあい イ ○2 つめ	「森林の適正な管理を推進しました。」の文章と指標15（森林整備面積 p47）の関連は矛盾しないでしょうか。	p25の第1章 第2節 3（1）イ「自然環境の保全と自然とのふれあい」2つめの○の記載を以下のとおり修正します。 【修正案】 森林は木材等の林産物の供給はもとより、県土の保全、水源のかん養、保健休養の場の提供、自然環境の保全・形成など多面的機能を有しており、これらの機能を高度に発揮するため、間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を一体的に実施しました。
8	今後の方向性 3段落目	「・・・入山者数を増加させるため…」循環型社会形成のためには尾瀬の貴重な資源を多くの人と共有することも重要ですが、保全事業や学習・啓発事業としての利用を前面に出すことが大切だと思います。指標44（尾瀬の入山者数に対する土・日曜日入山割合 p66）のPDCAサイクルの数値指標を検討したほうが良いと思います。	環境指標については、ご意見も踏まえ、次期計画の改定作業と合わせて見直しを行う予定であります。
9	第2章 数値目標達成に対する環境白書の対応について	100%の達成したもので、今後施策を継続、推進しなければ100%が維持できないものと、事業として100%が達成した場合、さらなる施策が必要ない場合があります、今後施策が必要ない項目については（例えば住宅除染の進捗状況指標3, 4, 7）目標年度途中であっても終了宣言を明記し、新たな施策や課題に対応する指標を設定することが必要と考えます。	環境指標については、ご意見も踏まえ、次期計画の改定作業と合わせて見直しを行う予定であります。